様式第5（第10条関係）

表　　面

8センチメートル

第　　号

産業標準化法第29条第2項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

3センチメートル

4センチメートル

写真

6センチメートル

職名
氏名

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日発行

主務大臣　　印

裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

○

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　民間事業者等が、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この命令の定めるところによる。	**第一条**　民間事業者等が、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この省令の定めるところによる。
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	（法第三条第一項の主務省令で定める保存）
第二条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、産業標準化法第二十八条、第四十九条第一項（同法第五十五条第二項におい	**第二条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、工業標準化法第三十五条第一項及び第三十九条（これらの規定を同法第四十